

株 主 各 位

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
アレンザホールディングス株式会社
(旧社名 ダイユー・リックホールディングス株式会社)
代表取締役社長 浅 倉 俊 一

招集通知記載事項の一部訂正について

当社「第3期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 訂正箇所

- (1) 「第3期定時株主総会招集ご通知」5ページ
事業の経過及びその成果
- (2) 「第3期定時株主総会招集ご通知」21ページ
連結損益計算書
- (3) 「第3期定時株主総会招集ご通知」22ページ
貸借対照表
- (4) 「第3期定時株主総会招集ご通知」23ページ
損益計算書
- (5) 「第3期定時株主総会招集ご通知」24ページ
会計監査人の監査報告書 謄本
- (6) 「第3期定時株主総会招集ご通知」25、26ページ
監査等委員会の監査報告書 謄本
- (7) 「第3期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」20ページ
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

2. 訂正内容（訂正箇所に下線____を付しております）

(1) 「第3期定時株主総会招集ご通知」5ページ

【訂正前】

（中略）

なお、経営成績の前年同期比での著しい変動は、当連結会計年度末より通常の販売目的で保有する店舗のたな卸資産について、従来、期末における正味売却価額が帳簿価額より下落している場合に当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする方法を採用していましたが、当連結会計年度末より、パローホールディングスが採用している評価基準により計算書類に計上する方法に変更している影響によるものです。

【訂正前】

（中略）

なお、経営成績の前年同期比での著しい変動は、当連結会計年度末より通常の販売目的で保有する店舗のたな卸資産について、従来、期末における正味売却価額が帳簿価額より下落している場合に当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする方法を採用していましたが、当連結会計年度末より、値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率により求められる期末たな卸資産の額を貸借対照表価額とする方法に変更しております。

(2) 「第3期定時株主総会招集ご通知」21ページ

【訂正前】

● 連結損益計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		79,797,414
売上原価		54,780,076
売上総利益		25,017,338
営業収入		2,669,308
営業総利益		27,686,647
販売費及び一般管理費		27,290,846
営業利益		395,801
営業外収益		
受取利息	30,958	
受取配当金	6,899	
受取手数料	339,168	
その他	154,561	531,587
営業外費用		
支払利息	170,248	
借入手数料	37,589	
その他	28,500	236,338
経常利益		691,049
特別利益		
固定資産売却益	35,026	
国庫補助金収入	12,149	
受取損害賠償金	15,000	
その他	3,583	65,759
特別損失		
固定資産売却損	14,930	
固定資産除却損	20,035	
有価証券評価損	1,590	
固定資産圧縮損	12,149	
減損損失	456,898	
その他	5,870	511,474
税金等調整前当期純利益		245,333
法人税、住民税及び事業税	732,928	
過年度法人税等	23,091	
法人税等調整額	△484,524	271,495
当期純損失(△)		△26,161
非支配株主に帰属する当期純利益		37,852
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△64,013

※記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

【訂正後】

● 連結損益計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		79,797,414
売上原価		54,780,076
売上総利益		25,017,338
営業収入		2,669,308
営業総利益		27,686,647
販売費及び一般管理費		27,290,846
営業利益		395,801
営業外収益		
受取利息	30,958	
受取配当金	6,899	
受取手数料	339,168	
その他	154,561	531,587
営業外費用		
支払利息	170,248	
借入手数料	37,589	
その他	28,500	236,338
経常利益		691,049
特別利益		
固定資産売却益	35,026	
国庫補助金収入	12,149	
受取損害賠償金	15,000	
その他	3,583	65,759
特別損失		
固定資産売却損	14,930	
固定資産除却損	20,035	
有価証券評価損	1,590	
固定資産圧縮損	12,149	
減損損失	456,898	
その他	5,870	511,474
税金等調整前当期純利益		245,333
法人税、住民税及び事業税	756,019	
法人税等調整額	△484,524	271,495
当期純損失(△)		△26,161
非支配株主に帰属する当期純利益		37,852
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△64,013

※記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(3) 「第3期定時株主総会招集ご通知」22ページ

【訂正前】

● 貸借対照表 (2019年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	1,789,869
現金及び預金	350,497
たな卸資産	1,705
前払費用	111,938
繰延税金資産	1,925
未収入金	66,229
短期貸付金	1,255,103
その他	2,471
固定資産	11,440,371
有形固定資産	65,280
建物	4,691
工具、器具及び備品	5,319
リース資産	55,269
無形固定資産	5,502
ソフトウェア	2,276
その他	3,225
投資その他の資産	11,369,588
関係会社株式	11,084,456
関係会社長期貸付金	100,000
長期前払費用	163,539
繰延税金資産	3,543
敷金・保証金	17,948
その他	100
資産合計	13,230,241

(単位：千円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	1,342,876
リース債務	16,302
未払金	91,300
未払費用	4,866
未払法人税等	22,844
未払消費税等	14,130
関係会社預り金	1,192,827
その他	605
固定負債	42,261
リース債務	42,261
負債合計	1,385,137
純資産の部	
株主資本	11,803,488
資本金	2,000,000
資本剰余金	9,287,459
資本準備金	9,104,041
その他資本剰余金	183,417
利益剰余金	603,221
その他利益剰余金	603,221
繰越利益剰余金	603,221
自己株式	△87,192
新株予約権	41,614
純資産合計	11,845,103
負債純資産合計	13,230,241

※記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

【訂正後】

● 貸借対照表 (2019年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	1,789,869
現金及び預金	350,497
たな卸資産	1,705
前払費用	111,938
繰延税金資産	1,925
未収入金	27,070
未収還付法人税等	39,158
関係会社預け金	1,255,103
その他	2,471
固定資産	11,440,371
有形固定資産	65,280
建物	4,691
工具、器具及び備品	5,319
リース資産	55,269
無形固定資産	5,502
ソフトウェア	2,276
その他	3,225
投資その他の資産	11,369,588
関係会社株式	11,084,456
関係会社長期貸付金	100,000
長期前払費用	163,539
繰延税金資産	3,543
敷金・保証金	17,948
その他	100
資産合計	13,230,241

(単位：千円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	1,342,876
リース債務	16,302
未払金	91,300
未払費用	4,866
未払法人税等	22,844
未払消費税等	14,130
関係会社預り金	1,192,827
その他	605
固定負債	42,261
リース債務	42,261
負債合計	1,385,137
純資産の部	
株主資本	11,803,488
資本金	2,000,000
資本剰余金	9,287,459
資本準備金	9,104,041
その他資本剰余金	183,417
利益剰余金	603,221
その他利益剰余金	603,221
繰越利益剰余金	603,221
自己株式	△87,192
新株予約権	41,614
純資産合計	11,845,103
負債純資産合計	13,230,241

※記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(4) 「第3期定時株主総会招集ご通知」23ページ

【訂正前】

● 損益計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取経営指導料	857,654	
受取配当金収入	478,668	1,336,322
営業総利益		1,336,322
販売費及び一般管理費		835,639
営業利益		500,682
営業外収益		18,438
営業外費用		8,263
経常利益		510,857
税引前当期純利益		510,857
法人税、住民税及び事業税	83,367	
過年度法人税等	16	
法人税等調整額	△3,976	79,407
当期純利益		431,449

※記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

【訂正後】

● 損益計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取経営指導料	552,201	
事務受託収入	305,453	
受取配当金収入	478,668	1,336,322
営業総利益		1,336,322
販売費及び一般管理費		835,639
営業利益		500,682
営業外収益		18,438
営業外費用		8,263
経常利益		510,857
税引前当期純利益		510,857
法人税、住民税及び事業税	83,367	
過年度法人税等	16	
法人税等調整額	△3,976	79,407
当期純利益		431,449

※記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(5) 「第3期定時株主総会招集ご通知」24ページ

【訂正前】

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月26日

アレンザホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 健 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 和 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アレンザホールディングス株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【訂正後】

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年 5 月 9 日

アレンザホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 健 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 和 典 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アレンザホールディングス株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(6) 「第3期定時株主総会招集ご通知」25、26ページ

【訂正前】

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録や稟議書等の決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審議会の検査の結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は、2019年3月20日開催の取締役会において、2019年5月に開催予定の定時株主総会における議決権の基準日後である2019年4月1日付で、当社と株式会社ホームセンターパローとの間の株式交換により当社の株式を取得した株式会社パローホールディングスに対して、本定時株主総会における議決権を付与することを決定しております。

2019年5月2日

アレンザホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員(議長)	梅 津 茂 巳	㊤
監査等委員	齋 藤 徹	㊤
監査等委員	須 田 徹	㊤
監査等委員	和 田 治 郎	㊤

(注) 監査等委員 梅津茂巳、須田 徹及び和田治郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

【訂正後】

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録や稟議書等の決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審議会の検査の結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は、2019年3月20日開催の取締役会において、2019年5月に開催予定の定時株主総会における議決権の基準日後である2019年4月1日付で、当社と株式会社ホームセンターパローとの間の株式交換により当社の株式を取得した株式会社パローホールディングスに対して、本定時株主総会における議決権を付与することを決定しております。

2019年5月9日

アレンザホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員(議長)	梅 津 茂 巳	㊤
監査等委員	齋 藤 徹	㊤
監査等委員	須 田 徹	㊤
監査等委員	和 田 治 郎	㊤

(注) 監査等委員 梅津茂巳、須田 徹及び和田治郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(7) 第3期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」20ページ

【訂正前】

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月30日

アレンザホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 健 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 和 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アレンザホールディングス株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アレンザホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【訂正後】

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

アレンザホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 健 一 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 和 典 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アレンザホールディングス株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アレンザホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上